

介護老人保健施設 仙寿なごみ野
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団登豊会
代表者名	理事長 近石 登喜雄
所在地・連絡先	(住所) 〒502-0901 岐阜県岐阜市光町2丁目4番地 (電話) 058-232-2111 (FAX) 058-294-7380

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 仙寿なごみ野
所在地・連絡先	(住所) 〒502-0929 岐阜県岐阜市則武東4丁目2番6号 (電話) 058-215-9753 (FAX) 058-215-9757
事業所番号	2150180160
管理者の氏名	茜部 寛
指定を受けている事業種別	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

【介護老人保健施設 仙寿なごみ野 運営方針】

1. 人権を尊び、真心込めたサービスを提供します
2. ご利用者・ご家族との信頼を構築します
3. 地域の皆様との連携・交流に努めます

(3) 事業所の職員体制

	常勤	業務内容
医師	1	利用者の診察、健康管理に関する業務
看護職員	14	看護、診察の補助、保健衛生、介護
介護職員	62	利用者の日常の介護
支援相談員	3	入退所に関する相談、市町村との連携、ボランティアとの連携・調整、苦情受付等

理学療法士 言語聴覚士 作業療法士	7	機能回復に必要な訓練及び指導、リハビリテーション実施計画の作成（ケアプラン）等
管理栄養士	1	栄養ケアマネジメント、嗜好調査
介護支援専門員	3	施設内で提供するサービス計画の作成
事務職員	3	保険請求事務、総務会計、施設管理業務
その他	1 2	清掃、洗濯、営繕

(4) 入所定員 施設サービス定員数より実入所者数を差し引いた数

(5) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービス提供地域

サービス提供地域	岐阜市
----------	-----

3. ご利用にあたって

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護（支援）者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の支援を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族（代理人含む）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととなります。

4. サービス内容

① サービス計画の立案

② 食事（食事は原則として離床してユニットリビングでおとりいただきます）

朝食 8時00分 ～

昼食 12時00分 ～

おやつ 15時00分 ～

夕食 18時00分 ～

※食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。お申し出のあった分の食費は頂きません。

※食事時間はあくまで目安です。ご希望の時間に提供させていただきます。

ただし、大幅な時間延滞が生じた場合は、廃棄させていただく場合があります。

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）

利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

病状に合わせた医療・看護を提供します。ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関でご家族（身元引受人）による受診の上、治療となります。

⑤ 自立支援（退所時の支援も行います）

⑥ リハビリテーション

⑦ 居宅及び施設間の送迎

- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理
- ⑩ 特別な食事の提供（希望による）
- ⑪ 理容サービス
- ⑫ その他

※これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にはご相談ください、

5. 身体の拘束等

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態および時間、その際に両者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

6. 感染症管理体制の実施

施設では、感染症又は食中毒が発生し、またはまん延を防止するため委員会を設置し、必要な措置を講じます。

7. 褥瘡管理体制の実施

施設では、褥瘡が発生しないよう適切な介護を提供するとともに、その発生を防止するための必要な措置を講じます。

8. 利用料金・・・別紙参照

【支払方法】

お支払方法は原則として、『金融機関口座自動引落とし』といたします。

毎月25日までに、前月分の請求書を発行します。その月の27日に利用者及び連帯保証人が指定した金融機関口座より自動引き落としいたします。

契約時に金融機関指定用紙の預金口座振替依頼書に記入していただきます。

9. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

✿協力医療機関

- ・名称 医療法人社団登豊会 近石病院
- 住所 岐阜市光町2丁目46番地

✿協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人社団登豊会 近石病院 歯科
- 住所 岐阜市光町2丁目46番地

- ・名称 医療法人高佳会 ぎふデンタルフォレスト
- 住所 岐阜市伊奈波通3丁目12-3

☆緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

10. 施設利用にあたっての留意事項

ご利用にあたり、利用者本人の介護保険被保険証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、医療保険証（後期高齢者医療被保険者証・健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証）、

後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証、福祉医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、身体障害者手帳等を確認させていただきます。

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・ 面会時間

◆面会時間 8：30～18：00

来訪者は必ずその都度職員に届け出るとともに、玄関面会簿に氏名等をご記入ください。感染症予防のため、流行時には手洗い・手指消毒・マスク着用等のご協力をお願いいたします。飲食物（利用者への差し入れ）を持ち込まれた際には必ずユニット職員に声をかけてください。食事以外の差し入れ等に関しましては、ユニット職員に申し出るようにしてください。

・ 外出

◆事前に各ユニットまで申し出いただき、所定の用紙にご記入ください。

なお、外出時における一切の責任は負いかねます。

・ 喫煙

◆施設内及び敷地内は禁煙とします。

・ 火気の取り扱い

◆一切禁止とします。

・ 設備・備品の利用

◆皆様に快適にお使いいただけるよう、大切にお取扱ください。破損などを発見した時は速やかに職員にご連絡ください。

・ 所持品・備品等の持ち込み

◆必要最低限でお願いします。

持込物品・下着を含む衣類等の全てには、油性ペンでわかりやすいところにフルネームでお名前の記入をお願いいたします。なお、テレビ・ラジカセ等の電気製品の持込みにつきましては、電気使用料がかかります。

・ 金銭・貴重品の管理

◆所持金品は、自己の責任で管理してください。

・ ペットの持込み

◆一切禁止とします。

・ その他

◆当施設においては金品・物品等によるお心遣いは一切ご遠慮いただいております。

1 1. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知機、避難誘導灯、防火扉、非常通報装置、非常用電源、非常放送
※カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しています。
- ・防災訓練 年2回

1 2. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 3. 要望及び苦情の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 058-215-9753）

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

公的機関（祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日まで）

岐阜市役所 福祉部介護保険課	住所：岐阜市司町40番地1 電話：058-265-4141 午前8時45分から午後5時30分まで
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係	住所：岐阜市下奈良2-21 （岐阜県福祉・農業会館内） 電話：058-275-9826 午前9時00分から午後5時00分まで

1 4. 事故発生時の対応

当施設において、サービス提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下の通り、速やかに対応します。また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のために助言や指導を受ける場合があります。

(1) 利用者に医療を必要とする事故（骨折・創傷など）が発生した場合

- ① サービスを提供した職員または第一発見者は、速やかに応急処置を行い、医師・看護職員に報告します。
- ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
- ③ 安全対策委員会（事業所内）にて事故原因の調査・分析を行い、利用者やご家族に誠実に説明し、再発防止に努めます。

(2) 利用者の財物が破損・紛失した場合

- ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を支援相談員に報告し、支援相談員により速やかにご家族へ連絡します。
- ② 安全対策委員会（事業所内）にて事故原因の調査・分析を行い、利用者やご家族に誠実に説明し、再発防止に努めます。

1 5. 損害賠償

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時は、事業者の損害賠償を減じる場合があります。なお、その損害の発生に

ついて、次の場合は損害賠償の責は負えません。

- ① 介護老人保健施設に人員、施設及び運営に関する『身体拘束の原則禁止』により基本的介護サービスを行います。法律を遵守することにより転倒等の事故が起こった場合。
- ② 法定の勤務体制中であり、当施設に故意過失がない場合。
- ③ 利用者に故意又は過失が認められる場合。

1 6. 受診の依頼

- (1) サービスご利用中に著しく心身の状況が認められた場合や、他のご利用者への影響が懸念される症状が認められた場合は、急変時対応以外でも看護師または介護職員の判断により、医療機関での受診をお願いする場合があります。
- (2) 受診のための送迎、付き添いは原則としてご家族にご担当頂きます。
- (3) ご利用者の状態により必要に応じて当施設の福祉車両で病院までお送りする場合がございますが、その際はショートステイ送迎料金に準じて有償(片道 1,840 円)とさせていただきます。
※定期的な受診がサービスご利用中に予定されている場合は、ご家族により受診していただきます

1 7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご利用ください。
当施設についてのお問い合わせは、遠慮なくお申し出ください